

○○○○○○○○(株)
○○支店 支店長 ○○ ○○様

湖西市長 田内 浩之

行政財産目的外使用許可書

令和○年○○月○○日付けで申請のありました行政財産使用許可申請（目的外使用）については、下記の条件を付して許可します。

記

- 1 許可の場所は、湖西市○○（物件番号○）とする。
- 2 使用の目的は、自動販売機設置のためとする。
- 3 使用の物件は、自動販売機 1 機とする。
- 4 使用の期間は、令和○年○月○日～令和○年○月○日までとする。
- 5 使用の料金は次の各号のとおりとする。
 - ① 条例第 2 条第 1 項に規定により算定した使用料（土地・建物使用料）
別途通知
 - ② 当該自動販売機が消費する電気料相当額の使用料（電気量使用料）
メーターの数値より算出した実費相当額
 - ③ 条例第 2 条第 3 項に規定する使用料（売上に応じた使用料）
売上金額に○%を乗じて算出した金額
- 6 使用期間中及び期間満了時において、撤去する場合は返地届を提出すること。
- 7 該当地の管理上必要と認めるときは、期限内であってもこの許可を取消し、無償で物件・工作物の撤去または移設を命ずることがある。
- 8 使用物件の設置及び工事等に起因して、市及び第三者に損害を与えた場合には、申請者においてその責を負うこと。
- 9 その他の条件については次の各号のとおりとする。
 - (1) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
 - (2) 月別の自動販売機の売上状況(販売数量及び売上金額)について、

3ヶ月ごとに報告すること。

- (3)環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。
- (4)販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (5)使用済み容器の回収箱の設置及び監理を行うとともに、自動販売機及び回収箱の維持管理を適切に行うこと。
- (6)関係法令等の遵守を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- (7)自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置するとともに、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (8)自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置者の責任において、迅速に対応すること。

担当：資産経営課 資産経営係
電話：053-576-4875